

令和5年1月26日

事業者
安全衛生管理担当者) 様
労務管理担当者

(一社) 山梨県労働基準協会連合会

各種講習会開催（令和5年2月中旬～令和5年4月分）のご案内

日頃より当連合会及び労働基準協会の運営にご協力を賜りお礼申し上げます。

令和5年2月中旬～令和5年4月までの各種講習会の開催予定をご案内しますので、日程調整の上、必要な資格・教育等について積極的な申し込みをお願いします。

新型コロナウイルスが再拡大中ですが、各種講習会は感染防止対策を強化した上で、開催をしていきます。（区分変更後は、その時点で対応変更します。）

強化対策：

- ・従来の受付時のチェックリストの提出、検温の実施、消毒用アルコールの多数配置
- ・**N95規格マスクの配付**（医療機関において感染防止対策用のマスクとして使用されているもの）、講義内容等により、使い捨て手袋の配付、使用等
- ・会場施設の喫煙所の使用禁止（**施設内での禁煙**）
- ・来場に当たっては、原則として乗り合わせ禁止
- ・会場内で食事をする場合の黙食の徹底
- ・マイカーに戻り食事をする場合の乗り合せ食事の厳禁 等

協力要請です。
事業場においても受講者に協力を要請・指導してください

2月1日（水）～2日（木）

職長等教育（**定員に達しました**）

2月6日（月）～7日（火）

有機溶剤作業主任者講習（**定員に達しました**）

2月15日（月）

研削といし交換にかかる特別教育（自由研削）（**空席あり**）

2月21日（火）～22日（水）

産業用ロボット特別教育（学科）（**若干の空席あり**）

ここでは、「教示等に関わる特別教育」、「検査等に関わる特別教育」の2業務の特別教育を併せて行います。

学科のみの講習ですので、実技教育は、各企業にて行っていただくことになります。

2月28日（火）

リスクアセスメント研修（安全衛生担当者向け）（**空席あり**）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これからリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

3月1日（水）～2日（木）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

3月7日（火）～8日（水）

第一種衛生管理者受験準備講習

過去の出題傾向を踏まえて要点をわかりやすく説明し、合格を目指します。

6月にも準備講習を予定していますが、今からの準備をお勧めいたします。

今の時期から余裕を持って勉強し、7月の模擬試験を受け、8月の試験に向けて準備万端整えてください。

なお、今年度の出張試験は8月22日（火）にアイメッセ山梨にて実施できるよう調整を進めています。詳細が決まりましたら、お知らせいたします。

3月14日（火）

リスクアセスメント研修（職場リーダー向け）

既にリスクアセスメントを導入しているが、新に現場リーダーとなった方が実際にリスクアセスメントを推進していく上で、危険性・有害性等の特定、リスクの見積方、リスク低減措置の検討から対応までの方法等を演習を行いながら身につけていきます。

令和5年度につきましては、現在調整中ですが、以下を予定しております。
年間計画については、しばらくお待ちください。

4月12日（水）～13日（木）

有機溶剤作業主任者講習

最近では、申込みが増えています。昨年度は、全て満員となっています。お早めの対応をお勧めします。

4月14日（金）

新入者安全衛生教育（第1回目）

法令上、新規採用者に対しては雇入れ時の安全衛生教育が必要となります。

この講習会では、新社会人となった方（入社0～2年程度）を中心に実施しています。

（中途採用も可）

令和5年度は、2回開催します。第2回目は5月9日（火）に実施します。（内容は同一です）

多くの新入者がいる場合には、振り分けてください。

4月18日（火）～19日（水）

安全管理者選任時研修

新年度の人事異動等で安全管理者が代わる場合には、安全管理者となる資格を取得するため、受講が必要となります。

対象は、製造業、鉱業、建設業、運送業、卸・小売業（一部除外あり）、通信業、旅館業、ゴルフ場業、清掃業で労働者が50名以上いる事業場です。

4月21日（金）

リスクアセスメント研修（安全衛生担当者向け）

安全衛生スタッフ、担当者等リスクアセスメントの仕組み作り運営等に参画する担当者、これからリスクアセスメントを導入するに当たって、担当者等を対象に、考え方、実施方法、仕組み作りの基本等を演習を含めて身につけていきます。

4月25日（火）～26日（水）

特定化学物質・四アルキル鉛等作業主任者技能講習

依然として、受講希望が多い講習会です。

当会のHPに申込書がアップされたら、即座に申込みを！

4月27日（木）～28日（金）

職長等教育

法令上、新たに職長や職場の指導者（リーダー）となった者が受講する必要があります。グループ討議等も行い、幅広く職場リーダーの養成を行います。

対象は、製造業（食料品製造、繊維工業、衣服等製造業、紙加工業、印刷・製本業等を除く）、電気業、ガス業、自動車整備業、機械修理業です。

なお、労働安全衛生法施行令の改正により、**令和5年4月1日からは、食料品製造業、新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業も対象**となります。今からご準備を！！

人気の高い講習会です。討議を行うため定員が多くなく、毎回満員になっています。早めのお申し込みを！

令和5年3月分の講習会等の申込用紙のHP掲載は、

2月8日（水）13時を予定しています。

